

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の概要

平成27年9月
総務省自治行政局公務員部福利課

(1) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「一元化法」という。）による厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）及び地方公務員等共済組合法（以下「地共済法」という。）の改正により、平成27年10月以後は地方公務員の年金のうち2階部分は原則として厚年法が適用されることとされ、地共済法から長期給付に関する規定が削除されたことに伴い、一元化法の施行の日の前の期間を有する者に係る地共済法による長期給付の支給要件等について、必要な経過措置を定める。

(2) 地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置

地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律による地共済法の改正により、平成27年10月以後、新たな公務員制度としての年金給付として年金払い退職給付が創設されることに伴い、当該給付の支給要件等について、必要な経過措置を定める。

・施行日 平成27年10月 1日